

「令和6年度集団健康診査予約受付業務委託」に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨及び目的

本市では、京都市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の方を対象に、糖尿病・心臓病・脳卒中などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した京都市国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）を実施しています。

また、京都市内に住所を有する京都府後期高齢者医療の被保険者を対象に、低栄養状態や筋力低下に注意する「フレイル」対策を目的に、京都市後期高齢者健康診査（以下「後期健診」という。）を実施しています。

さらに、京都市内にお住まいの生活保護を受給されている方及び中国残留邦人等支援法に基づく支援給付を受給されている40歳以上の方（医療保険に未加入の方に限る）を対象とした健康診査（以下「生保健診」という。）を実施しています。

本市では、これまでから「特定健診」、「後期健診」及び「生保健診」を集団形式（以下「集団健診」という。）で市内約250か所の小学校で実施していましたが、新型コロナウイルスを契機に、令和4年度以降は、市内の区役所及び支所を主な会場とし、定員制及び事前予約制を設け、安心・安全な受診環境を整えたいうえで実施しています。

本要領は、令和6年度においても、市内の区役所及び支所を主な会場とし、定員制及び事前予約制のもと、安心・安全な受診環境を整えたいうえで「集団健診」を実施するに当たり、「特定健診」及び「後期健診」の対象者からの、「集団健診」の受診予約を受け付ける業務の委託について、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式による選定手続を定めるものです（「生保健診」の対象者については、別途受付を予定しており、本業務委託には含みません。）。

別紙「令和6年度集団健康診査予約受付業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める事項を遵守しながら、自由に提案していただき、円滑かつ効果的に業務履行が見込めると思われるものを採用するものです。

2 委託業務の概要

- (1) 契約件名
仕様書のとおり
- (2) 業務内容
仕様書のとおり

- (3) 委託期間
仕様書のとおり
- (4) 委託金額の上限
上限額 44,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）。消費税及び地方消費税率は、10%とします。
提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とします。
また、本事業に係る予算が不成立の場合や、自然災害の発生又は感染症の流行等の場合には、契約できない場合や事業内容を変更する場合があります。この場合、受託候補者は本事業に係る契約の締結が出来なかったことにより生じた損害賠償について、本市に請求できないものとします。

3 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとします。

- (1) 京都市契約事務規則第 4 条第 2 項に規定する一般競争入札有資格者名簿に記載されている者（京都市一般競争入札有資格者名簿に登載されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第 2 条第 1 項に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加資格者とみなす。）であること。
- (2) 参加表明書の提出日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 緊急時に本市から連絡を受けてから 4 (3) の本執務室へ 12 時間以内に到着可能であること。
- (4) 平成 31 年度～令和 5 年度に、①電話による受付業務（5 千件以上）、②ウェブサイトによる受付業務（5 千件以上）、③通知書等の作成送付業務（5 千件以上）のすべてを国又は地方公共団体から受託した実績があること。ただし、①及び②については健康診査等に係る受付業務の実績であることが望ましい。
- (5) 個人情報の取扱について適切な保護措置を講じており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を取得しているか、JAPHIC（ジャフィック）マークを付与されている又は ISO/IEC27001 の認定を保有していること。

- (6) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表事業者及び分担事業者全てが、上記(1)～(3)及び(5)の条件を満たしているものとする。また、当該業務委託契約の締結の日までにコンソーシアム運営に係る協定書の締結を予定していること。

4 参加手続等

プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（簡易書留郵便に限る。）又は持参により提出してください。郵送及び持参以外は受付できません。

(1) 提出書類等

ア 参加表明書等提出期限及び質問受付期限までに必要な書類

(ア) 参加希望者共通

「参加表明書」（様式1）	1部
「業務実績申告書」（様式2） ※3(4)の①～③業務実績について、それぞれ記載してください。	1部
一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を取得しているか、JAPHIC（ジャフィック）マークを付与されている又はISO/IEC27001の認定を保有していることが分かる書類（許諾証の写し等）	1部
会社概要が分かる書類（パンフレット等）	9部
京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業である者は、登記事項証明書等市内中小企業であることがわかる書類	1部
「質問票」（様式3）※任意 ※1つの質問に「質問票」1枚を作成してください。 ※電子メールで提出してください。	1部

- (イ) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合
 (ア)に掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

印鑑証明書 申請日前3か月以内に発行のもの原本（写し不可）	1部
「暴力団排除措置に係る誓約書」（様式4）	1部
登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 申請日前3か月以内に発行のもの原本（写し不可）	1部
納税証明書（国税等及び京都市税） 申請日前3か月以内に発行のもの	1部
調査同意書（水道料金・下水道使用料） ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記載	1部

イ 企画提案書等提出期限までに必要な書類

(ア) 参加希望者共通

企画提案書等（様式任意） ※別表「集団健康診査予約受付業務委託プロポーザル評価基準」の項目に沿って作成してください。 ※表紙・目次含めてA4サイズ、24頁以内で作成してください。	9部
見積書（社印及び代表者印を押印したもの、又はこれらの押印がない場合には、担当者の氏名及び連絡先が明記されているもの） ※宛先は京都市長で作成してください。	1部
経費内訳書	1部

- (イ) ISMAP クラウドサービスリストに掲載されていないクラウドサービスを使用する場合

(ア)に掲げる書類に加えて、以下を提出してください。

記入様式については、参加表明書提出期限後に、参加表明書等を提出した者のうち、参加対象外以外の者（以下「参加者」という。）にプレゼンテーション日時通知と併せて電子メールにて送付します。該当の参加者は、入力の上、期日までに提出してください。

<p>チェックシート (Excel)</p> <p>※個別仕様書9 ウェブサイトの制作(2)に関して、ISMAPクラウドサービスリストに掲載されていないクラウドサービスを使用する場合、本市の基準を満たすクラウドサービスとなっているかを確認するために使用します。</p> <p>※電子メールで提出してください。</p>	<p>1部</p>
--	-----------

(2) 提出期限

9のスケジュールを参照

(3) 提出先

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地1
 中信御池ビル4階

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 (担当：真田、洞庭)

電 話：075-213-5862

電子メールアドレス：hokennenkin@city.kyoto.lg.jp

(4) 参加対象外となる場合

参加表明書等が次に掲げるいずれかに該当するときは、参加対象外となり、電子メール又は書面により、その旨を通知します。ただし、簡易な不備については、訂正を求め修正のうえ受け付けるものとします。

ア 3に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 2(4)の金額を超えた見積が提示された場合

5 質問の受付及び回答について

プロポーザルに関して質問がある場合は、4(3)の提出先に記載する電子メールアドレスに、「予約受付業務プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、「質問票」(様式3)を添付し提出してください。公平で厳正な選定を行うため、電子メール以外での質問は一切受け付けません。

なお、質問の受付は、参加者に限ります。

- (1) 受付先
4 (3) の提出先の電子メールアドレス
- (2) 受付期限
9 のスケジュールを参照
- (3) 質問の回答
質問への回答は、質問を提出した者に対して行いますが、参加者全員に関係する質問内容と本市が判断したものについては、質問内容及び回答内容を取りまとめたうえで、参加者全員に電子メールで送信します。

6 プレゼンテーション日時（予定）

令和6年2月21日（水）午後1時から午後5時までのうち20分程度

- (1) 場所（予定）
京都市保健福祉局会議室
（京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1 井門明治安田生命ビル4階）
- (2) 方法
 - ・参加者側の人数は3名以内とします。
 - ・説明10分以内、質疑応答10分程度とします。
 - ・プレゼンテーションに参加しなかった場合、失格とします。
 - ・説明に用いる資料は、事前に提出された「企画提案書」のみとします。
 - ・本業務担当予定者による説明をお願いします。
 - ・参加希望者が多数（4者以上）の場合等、プレゼンテーション参加者を企画提案書等による事前審査で決定する場合があります（その場合、プレゼンテーション参加対象外となった者には、電子メール又は書面により、その旨を通知します。）。

7 選定方法

選定に当たっては「企画提案書等」及び「プレゼンテーション」により、参加者の事業実施能力を総合的に評価します。

評価点の算出は、審査者単位で評価項目の大分類ごとに小計し、その小計単位で各審査員の平均を算出したものを平均小計（小数点以下四捨五入）とします。大分類の平均小計を合計したものを参加者の評価点とします。

評価点は、最低制限（配点合計200点のうち120点）の基準を上回った者のうち、最も評価点が高い提案を行った者を受託候補者として選定します。

最も評価点が高い提案者が2者以上の場合は、京都市公契約基本条例に基づいて市内中小企業を優先して受託候補者を選定します。更に市内中小企業が2

プレゼンテーション	令和6年2月21日（水）予定 （別途通知します。）
選定結果通知	令和6年2月下旬

※1 郵送の場合は、期限必着とします。持参の場合は、平日（祝・休日を除く）の午前9時から午後5時までとします。

※2 電子メールで提出してください。期限の午後11時59分まで有効とします。

※3 郵送の場合は、期限必着とします。持参の場合は、平日（祝・休日を除く）の午前9時から午後5時までとします。

なお、ISMAPクラウドサービスリストに掲載されていないクラウドサービスを使用する場合のチェックシートは、電子メールで提出してください。期限の午後11時59分まで有効とします。

10 その他

- (1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、書類提出者の負担とします。
- (2) 提案は1事業者につき1つとし、複数の提案は認めません。
- (3) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 企画提案書等の提出期限後の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (5) 企画提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しません。
- (6) 仕様書を必ず遵守するものとしてください。
- (7) 本要領に記載のない事項又は本要領に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととします。